

久米南町建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久米南町が発注する建設工事の入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定により落札者を決定するために行う調査（低入札価格調査）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 対象となる建設工事は、一般競争入札に付する工事のうち、町長が選定する工事とする。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、次に掲げる方法により算定した額とする。

(1) 予定価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）の算出基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 工事の設計体系により前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算定方法にかかわらず、10分の9から10分の7の範囲で町長が設定した率を予定価格に乘じて得た額とする。

2 町長は、調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への説明)

第4条 町長は、入札公告に次の事項を記載するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者になるとは限らないこと。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、町の調査に協力しなければならないこと。

(落札決定の保留)

第5条 入札の結果調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、町長は、落札者の決定の保留及び次条に掲げる調査の実施について、入札参加者に通知し、入札を終了するものとする。

2 前項の通知は、おかやま電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。

3 電子入札システムによる入札以外の場合は、別の方法により通知するものとする。

(調査の実施)

第 6 条 町長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）の当該入札価格について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、入札終了後直ちに、提出方法及び提出期限を指定した上で低価格入札者のすべてから入札価格の内訳書を徴するものとする。この場合において、指定する提出期限までに入札価格の内訳書を提出しない者は失格とする。

2 町長は、前項の低価格入札者のうち最低価格入札者について、次の項目について調査するものとする。

- (1) その価格で入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材の購入先
- (6) 労務者の供給見通し
- (7) 過去に施工した公共工事の成績状況
- (8) 過去に施工した同種工事の実績
- (9) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

3 町長は、前項の調査を行ってもなお疑義がある入札価格については、さらに次に掲げる項目について調査するものとする。

- (1) 経営状況（関係機関への照会）
- (2) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (3) その他必要な事項

4 第 3 条第 1 項第 1 号の規定により調査基準価格を算定した場合においては、前 2 項の規定にかかわらず、低価格入札者が提出した入札価格の内訳書について、次に掲げる項目ごとの金額を確認し、その金額が当該各項目ごとに定めた数値基準を満たさない場合には、当該低価格入札者を当該契約内容に適合した工事が履行されないおそれがあると判断し、その他の項目の調査は行わない。提出された入札価格の内訳書の数量及び金額の合計が入札書に記載された金額と一致しない場合は当該契約内容に適合した工事が履行されないおそれがあると判断するものとする。

- (1) 直接工事費 発注者の設計図書における直接工事費の 85%以上の金額であること。
- (2) 共通仮設費 発注者の設計図書における共通仮設費の 70%以上の金額であること。
- (3) 現場管理費 発注者の設計図書における現場管理費の 60%以上の金額であること。
- (4) 一般管理費 発注者の設計図書における一般管理費の 20%以上の金額であること。

5 町長は、前 3 項の規定により調査した後、入札調査委員会に諮るものとする。

(落札者の決定等)

第 7 条 入札調査委員会において、最低価格入札者を落札者として決定する方針が示され

たときは、当該入札に参加した者に対して、第5条と同様の方法により通知を行うものとする。

- 2 入札調査委員会において、最低価格入札者を落札者として認めないとする方針が示されたときは、調査基準価格を下回る入札を行った者で、次順位以下のものについて、順次、同様の手続きを行い、その結果により示された方針により落札者を決定し、当該入札に参加した者に対して、前項と同様に通知を行うものとする。

附 則(平成21年3月17日 久米南町告示第15号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日 久米南町告示第33号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。